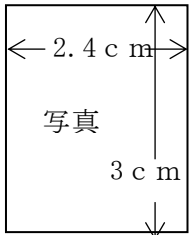


# 宅地建物取引士証 再交付申請書

証紙欄  
(消印してはならない)

年 月 日



佐賀県知事 殿

郵便番号 (            -            )  
申請者 住 所

氏 名

電話番号 (            )            -           

受付番号

※ [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ]

受付年月日

※ [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ]

申請時の登録番号

4 1 - [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] - [ ] [ ]

受講年月日

※ [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ]

宅地建物取引業法施行規則第14条の15の規定により、下記のとおり宅地建物取引士証の再交付を申請します。

住 所	
(フリガナ) 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
再交付を申請する理由	1. 亡失 2. 滅失 3. 汚損 4. 破損 5. その他の事由

確認欄

※ [ ]

備考

- ① 申請者は、\*印の欄には記入しないこと。
- ② 「申請時の登録番号」の欄は、登録を受けている都道府県知事については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「1」と記入すること。

(記入例) 

4	1
---	---

 — 

0	0	1	2	3	4
---	---	---	---	---	---

 [佐賀県知事登録第001234号の場合]

		16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(網走)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ③ 「再交付を申請する理由」の欄は、該当するものの番号を○で囲み、具体的な理由を記入すること。
- ④ 汚損、破損又はその他の事由を理由に申請する場合は、申請者が現に有する宅地建物取引士証を添付すること。